

■ 院内での携帯電話などのご利用について

以下に従い、携帯電話等をご利用いただけます。



通話ができるエリア

- ・エレベーターホール (B1～14 階)
 - ・公衆電話コーナー (B1～14 階)
 - ・1 人病室 (7～14 階)
- ★病棟看護師の許可が必要です



メールができるエリア

- ・売店前ロビー (B1 階)
- ・1 階 ロビー
- ・コーヒESHOP (1 階) 喫茶店 (2 階) レストラン (5 階)
- ・外来の外待合・中待合 (1・2・3 階)
- ・5 階 全域
- ・2～4 人病室 (7～14 階)
- ・デイルーム (7～14 階)

* 「通話ができるエリア」と「禁止するエリア」以外の全エリア



禁止するエリア (電源 OFF)

- ・手術室 (4 階)
- ・血液浄化センター (4 階)
- ・重症室 (ICU・CCU・NICU・SCU・MFICU など)
- ・新生児室 (7 階)
- ・検査室 (B1～14 階)
- ・診察室 (B1～14 階)

*携帯電話の電波の影響を受ける医療機器「輸液ポンプ」「人工呼吸器」「心電図テレメーター」「超音波ドプラ血流計」などを使用していますので、電源をお切り下さい。

【利用に際しての注意事項】

- ① 「マナーモードに設定」してください。
- ② 其他のご利用についても「音は出さない」でください。
 - ・メールをされる際には、キー操作音を消音に設定してください。
 - ・携帯電話でテレビやラジオなどを視聴される際には、イヤホンをご使用ください。
- ③ 患者さまのプライバシーに配慮して、院内での写真撮影はご遠慮ください。
- ④ 其他、一般常識上のマナーに反しない範囲でご利用ください。
マナーに反して周囲に迷惑がかかる場合、利用制限をさせていただきます。

■ 携帯電話による医療機器への影響に関する Q&A

Q 1 : 携帯電話の電波は、医療機器にどのような影響を与えますか？

A 1 : 機種にもよりますが、影響を受けた代表的な事例には以下のものがあります。

- ・輸液ポンプのアラームが発生して停止する
- ・人工呼吸器の作動状態が変化する
- ・心電図テレメーターの波形が乱れる
- ・超音波ドプラ血流計に雑音が入る

いずれも医療機器が破損・故障するような重大なものではありませんが、多くの医療機器を使用する場所では電源を切る、かなりの距離をとるなどの配慮が必要です。

Q 2 : ペースメーカを装着した者は、携帯電話を使うことができないのですか？

A 2 : ペースメーカを植え込んだ部位から、22cm 以上離すと使用できます。植込み部位が右胸の場合は左耳、左胸の場合は右耳にあてて使用してください。あまり神経質になる必要はなく、普通に使うには問題ありません。

Q 3 : ペースメーカを植え込んだ部位から、携帯電話を 22cm 以上離す根拠は何ですか？

A 3 : 国によるペースメーカへの影響調査によりますと、「影響が出た最大距離は 15cm」でした。

「22cm というのは、その 15cm での電波の強さが半減する安全距離」です。携帯電話は最大出力、ペースメーカは最高感度というあり得ない最悪の条件で実験を行いましたので、現実的には長時間の密着状態（満員電車の車内など）を避けることを心がけていれば、取り立てて心配する必要はありません。

Q 4 : 不要電波問題対策協議会（現 電波環境協会）が作成した「医用電気機器への電波の影響を防止するための携帯電話端末などの使用に関する指針」とは何ですか？

A 4 : 国による最初の調査結果をもとに 1997 年に出された指針で、不要電波問題対策協議会とは、国の委託調査を請け負った機関です。

ご参考までに「医用電気機器への電波の影響を防止するための携帯電話端末などの使用に関する指針」の携帯電話に関する事項の要約を記します。

- ・手術室・ICU・CCU 等では、持ち込まないが原則
やむを得ず持ち込む場合は電源を切る
- ・検査室・診察室・病室・処置室では、原則は電源を切る
ただし、医療機関が独自に使用者や使用区域を限定して、携帯電話の使用ができる
- ・ロビーや待合室など、通常は医療機器が存在しない場所では、携帯電話の使用は可能